

日本臨床検査学教育協議会
令和5年度 第3回理事会

開催日：令和5年6月12日(月) 10時-11時02分

開催地：Zoomによるオンライン

理事数：20名(理事定数10名以上20名以内、定款第11条)

構成員数：理事20名、監事2名

出席理事：坂本秀生(理事長)、山藤 賢、中前雅美、市野直浩、小野川 傑、三浦昌人、松田洋和、吉田祥子、井口文子、大瀧博文、野島順三、多田達史、勝田 仁

委任状：三善英知、高崎昭彦、富山智香子、石井直仁、關谷暁子、山口 聡、松林こずえ

出席監事：伊藤昭三、上原昭浩

オンライン開催ゆえ、参加者全員への音声確認、意思疎通が行えることを確認し、10時00分より理事会を開始した。

議案審議

第一号議案

役員選考時期の変更に伴う諸規程及び会則の改正について、第2回理事会からの継続審議を行い、役員選考規程第9条2にて3区分の表示を他の規程と同様に黄色マーカーで示すように漢数字とした。

重要なことであり、改正事項の内容については引き続き継続審議となった。

諸規程

新	旧
役員選考規程	
(選挙時期) 第4条 第2条の各号に掲げる事由が生じたときは、次の期間内に理事長候補者を定め、 総会において 選挙を行わなければならない。 一、理事長候補者の決定は <u>任期満了となる事業年度終了の前6ヶ月</u> までの間	(選挙時期) 第4条 第2条の各号に掲げる事由が生じたときは、次の期間内に理事長候補者を定め、総会において選挙を行わなければならない。 一、理事長候補者の決定は <u>任期満了の前2ヶ月</u> までの間
(被選挙権者) 第6条 被選挙権者は選挙公示の日をもって <u>臨床検査技師養成教育施設</u> に5年以上勤務し、引き続き正会員に2年以上 <u>属する</u> 常勤の教員とする。	(被選挙権者) 第6条 被選挙権者は選挙公示の日をもって <u>臨床検査技師教育施設</u> に5年以上勤務し、引き続き正会員に2年以上勤務する常勤の教員とする。
役員選考委員会内規	

<p>第 5 条 役選委は理事長選挙に関する次の事務を管理し、これを行う。</p> <p><u>三、選挙権者の名簿および投票用紙の作成（電子投票システムを利用した選挙（以下電子投票）の場合、システムの設定）</u></p>	<p>第 5 条 役選委は理事長選挙に関する次の事務を管理し、これを行う。</p> <p><u>三、選挙権者の名簿および投票用紙の作成</u></p>
<p>（選挙期日）</p> <p>第 8 条 <u>選挙は、理事長候補者決定後から事業年度終了までの期間で役選委が指定する日とする。ただし、急を要する事由等が発生したときは役選委によって別の日を設定することができる。</u></p>	<p>（選挙期日）</p> <p>第 8 条 <u>選挙は、総会開催日とする。ただし、急を要する事由等が発生したときは役選委によって別の日を設定することができる。</u></p>
<p>第 9 条 選挙は役選委が作成した理事長候補者名簿に基づき投票を行う。</p> <p><u>2 前項の投票は以下の方法により行う、</u></p> <p><u>一、直接または郵送投票の場合、役選委の指定する投票用紙を用い、単記直接無記名によって行う。</u></p> <p><u>二、電子投票の場合、役選委の指定するシステムを用い、1名選択式によって行う。</u></p> <p><u>三、上記2項目の併用にて行う。</u></p>	<p>第 9 条 選挙は役選委が作成した理事長候補者名簿に基づき投票を行う。</p> <p><u>2 前項の投票は単記直接無記名によって行うものとする。</u></p>

会則

地区部会会則	
<p>（組織）</p> <p>第 3 条 本会は、地区ごとの<u>臨床検査技師養成教育施設</u>をもって組織する。</p>	<p>（組織）</p> <p>第 3 条 本会は、地区ごとの<u>臨床検査技師教育施設</u>をもって組織する。</p>

第二号議案 日本臨床検査振興協議会

一般社団法人日本臨床検査振興協議会（以後振興協議会）への入会に関し、第2回理事会からの継続審議をおこなうため、振興協議会の村上正巳理事長が、第72回日本医学検査学会特別講演にて利用された資料抜粋を元に、坂本理事長より説明があった。

本会が加入したとして、振興協議会が設ける各種委員会へ本会の参加有無、複数団体として意見書を出すことが本会に必要なか、本会が加入することで振興協議会から期待されていることはあるか等を確認が有用との意見があった。

入会を急ぐ必要は無いとの意見もあり、上記確認事項を振興協議会へ行くと共に、継続して審議をすることにした。

第三号議案 新カリキュラムで利用可能な動画教材作成

定時総会時に正会員校から、タスク・シスト/シェアの指定研修で視聴する動画を教材として、授業で利用可能か問い合わせを受けた。日臨技に確認したところ、意図は理解できるが指定研修以外での使用は不可とのこと。

そこで、まずは学校で装置や器具の設置が困難な成分献血、実際の様子の見学が困難な誘発電位を優先し、可能であれば内視鏡検体採取につき、動画教材を本会として以下の確認事項と共に作成する案が坂本理事長よりあった。

作成時の確認事項

1. 監修が円滑に進められるよう、常勤教員でそれぞれの分野に明るい先生へ監修を依頼する。
2. 指定講習と同一内容にする必要は無いが、実技研修当日に視聴する 20 分ほどの動画をベースとし、Web 研修動画の内容も部分的に含めるなど、学生向け教材として本会が監修を行う。
3. 費用は、本会事業費の「教育普及活動費」とし、臨時総会時に補正予算として承認を得る。
4. 動画教材の著作権は本会とする。
5. 正会員校へはダウンロードもしくはオンライン視聴として無償提供

審議の結果、動画作成を行う前に費用を事前に作成された方々に確認し、金額を把握するなど、作成に向けた準備を開始することとした。

その他の議案

なし

以上、予定していた報告及び審議事項を終え、Zoom でも滞りなく理事会を進行できたことを確認し、11 時 02 分に終了した。

令和 5 年 6 月 14 日

代表理事(理事長) 坂本秀生 印